

第3 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達(法人税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 第1章 特別税額控除及び減価償却の特例 | 第1章 特別税額控除及び減価償却の特例 |
| 第42条の4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係 |
| 第1款 試験研究費の額 | 第1款 試験研究費の額 |
| 第2款 中小企業者 | 第2款 中小企業者 |
| 第3款 その他 | 第3款 その他 |
| 第42条の5～第48条 (共通事項) 関係 | 第42条の5～第48条 (共通事項) 関係 |
| 第42条の5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の6 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の6 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の7 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の7 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の9 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の9 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の11 (情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の11 (情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の12 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の12 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係 |
| 第43条 (特定設備等の特別償却) 関係 | 第43条 (特定設備等の特別償却) 関係 |
| 第1款 共通事項 | 第1款 共通事項 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 第 2 款 公害防止設備 | 第 2 款 公害防止設備 |
| 第 3 款 海洋運輸業等 | 第 3 款 海洋運輸業等 |
| 第 43 条の 2 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係) | 第 43 条の 2 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係) |
| 第 43 条の 3 ((保全事業等資産の特別償却) 関係) | 第 43 条の 3 ((保全事業等資産の特別償却) 関係) |
| 第 44 条 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係) | 第 44 条 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係) |
| 第 44 条の 2 ((特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却) 関係) | 第 44 条の 2 ((特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却) 関係) |
| 第 44 条の 3 ((事業革新設備の特別償却) 関係) | 第 44 条の 3 ((事業革新設備の特別償却) 関係) |
| 第 44 条の 4 ((特定電気通信設備等の特別償却) 関係) | 第 44 条の 4 ((特定電気通信設備等の特別償却) 関係) |
| 第 44 条の 5 ((商業施設等の特別償却) 関係) | 第 44 条の 5 ((商業施設等の特別償却) 関係) |
| 第 44 条の 6 ((製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係) | 第 44 条の 6 ((製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係) |
| 第 44 条の 7 ((再商品化設備等の特別償却) 関係) | 第 44 条の 7 ((再商品化設備等の特別償却) 関係) |
| 第 45 条 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係) | 第 45 条 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係) |
| 第 45 条の 2 ((医療用機器等の特別償却) 関係) | 第 45 条の 2 ((医療用機器等の特別償却) 関係) |
| 第 46 条 ((経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係) | 第 46 条 ((経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係) |
| 第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準 | 第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準 |
| 第 2 款 対象となる資産の範囲等 | 第 2 款 対象となる資産の範囲等 |
| 第 46 条の 2 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係) | 第 46 条の 2 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係) |
| 第 46 条の 3 ((農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却) 関係) | 第 46 条の 3 ((農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却) 関係) |
| 第 47 条 ((優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係) | 第 47 条 ((優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係) |
| 第 47 条の 2 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係) | 第 47 条の 2 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係) |
| 第 48 条 ((倉庫用建物等の割増償却) 関係) | 第 48 条 ((倉庫用建物等の割増償却) 関係) |
| 第 52 条 ((植林費の損金算入の特例) 関係) | 第 52 条 ((植林費の損金算入の特例) 関係) |
| 第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却) 関係) | 第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却) 関係) |

第2章 準備金等

第55条～第57条の9（共通事項）関係

第55条（海外投資等損失準備金）関係

第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係

第55条の6（特定災害防止準備金）関係

第56条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係

第57条（電子計算機買戻損失準備金）関係

第57条の3（使用済燃料再処理準備金）関係

第57条の4（原子力発電施設解体準備金）関係

第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係

第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係

第57条の7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係

第57条の8（特別修繕準備金）関係

第57条の9（社会・地域貢献準備金）関係

第57条の10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係

第3章 削除

第4章 鉱業所得の課税の特例

第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

第2章 準備金等

第55条～第57条の9（共通事項）関係

第55条（海外投資等損失準備金）関係

第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係

第55条の6（特定災害防止準備金）関係

第56条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係

第57条（電子計算機買戻損失準備金）関係

第57条の3（使用済燃料再処理準備金）関係

第57条の4（原子力発電施設解体準備金）関係

第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係

第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係

第57条の7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係

第57条の8（特別修繕準備金）関係

第57条の9（社会・地域貢献準備金）関係

第57条の10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係

第3章 削除

第4章 鉱業所得の課税の特例

第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第 7 章 農業生産法人の課税の特例</p> <p>第 61 条の 2 ((農用地利用集積準備金) 関係)</p> <p>第 61 条の 3 ((農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係)</p> <p>第 8 章 交際費等の課税の特例</p> <p>第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入) 関係)</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p> <p>第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> | <p>第 7 章 農業生産法人の課税の特例</p> <p>第 61 条の 2 ((農用地利用集積準備金) 関係)</p> <p>第 61 条の 3 ((農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係)</p> <p>第 8 章 交際費等の課税の特例</p> <p>第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入) 関係)</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p> <p>第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> |

第 64 条～第 66 条 ((共通事項) 関係)

第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)

第 1 款 収用等の範囲

第 2 款 補償金の範囲等

第 3 款 圧縮記帳等の計算

第 4 款 収用証明書等

第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 5 ((農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 7～第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 事業の用に供したことの意義等

第 3 款 圧縮限度額の計算等

第 4 款 特別勘定

第 5 款 その他

第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 ((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係)

第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 ((認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係)

第 65 条の 15 ((承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係)

第 64 条～第 65 条の 14 ((共通事項) 関係)

第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)

第 1 款 収用等の範囲

第 2 款 補償金の範囲等

第 3 款 圧縮記帳等の計算

第 4 款 収用証明書等

第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 5 ((農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 7～第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 事業の用に供したことの意義等

第 3 款 圧縮限度額の計算等

第 4 款 特別勘定

第 5 款 その他

第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 ((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係)

第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 ((認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係)

第 65 条の 15 ((承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係 | 第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係 |
| 第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例 | 第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例 |
| 第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係 | 第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係 |
| 第 1 款 特殊の関係 | 第 1 款 特殊の関係 |
| 第 2 款 比較対象取引 | 第 2 款 比較対象取引 |
| 第 3 款 独立企業間価格の算定 | 第 3 款 独立企業間価格の算定 |
| 第 4 款 利益分割法の適用 | 第 4 款 利益分割法の適用 |
| 第 5 款 取引単位営業利益法の適用 | 第 5 款 取引単位営業利益法の適用 |
| 第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用 | 第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用 |
| 第 7 款 申告調整等 | 第 7 款 申告調整等 |
| 第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等 | 第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等 |
| 第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 | 第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 |
| 第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 | 第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 |
| 第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例 | 第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例 |
| 第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係 | 第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係 |
| | 第 66 条の 9 の 2 ~ 第 66 条の 9 の 5 《内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例》関係 |
| 第 14 章 その他の特例 | 第 14 章 その他の特例 |
| 第 66 条の 10 《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係 | 第 66 条の 10 《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係 |
| 第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 | 第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 |

第 66 条の 12 (欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係
 第 67 条 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係
 第 67 条の 4 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係
 第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係
 第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係
 第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係
 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係
 第 68 条の 2 (経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用) 関係
 第 68 条の 5 (適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係

第 66 条の 12 (欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係
 第 67 条 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係
 第 67 条の 4 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係
 第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係
 第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係
 第 67 条の 12 (組合事業に係る損失がある場合の課税の特例) 関係
 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係
 第 68 条の 2 (経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用) 関係
 第 68 条の 5 (適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係

二 第 42 条の 5 ~ 第 48 条 (共通事項) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付) <u>42 の 5 ~ 48 (共) - 6 受益者等課税信託 (法第 12 条第 1 項に規定する受益者 (同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下 42 の 5 ~ 48 (共) - 6 において「受益者等」という。)</u>がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者等である法人が、その信託財産に属する減価償却資産について措置法第 3 章第 1 節の規定による特別償却等の適用を受ける場合において、これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその確定申告書等に添付する必要があるときには、その添付に当たっては、これらの書類が当該法人の有する信託財産に属する減価償却資産に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p> | <p>(新 設)</p> |

三 第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>62 の 3(1) - 19 <u>措置法令第 38 条の 4 第 2 項第 1 号</u>..... <u>同項第 2 号</u>.....<u>同項第 1 号</u>.....</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62 の 3(6) - 13 <u>受益者等課税信託(法第 12 条第 1 項に規定する受益者(同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下 62 の 3(6) - 13 において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者等である法人が、信託財産に属する土地等の譲渡について措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける場合には、これらの項の規定により、措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は第 9 項各号に掲げる書類をその法人税申告書(修正申告書を除く。)に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては、これらの書類が当該法人の有する信託財産に属する土地等の譲渡に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</u></p> | <p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>62 の 3(1) - 19 <u>措置法令第 38 条の 4 第 2 項第 1 号イ</u>..... <u>同号ロ</u>.....<u>同号イ</u>.....</p> <p><u>(注) 措置法令第 38 条の 4 第 2 項第 2 号イに掲げる特定信託の受益権に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> |

四 第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>63(1) - 20</p> <p><u>(信託財産に属する短期所有に係る土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</u></p> <p>63(5) - 18 <u>受益者等課税信託(法第 12 条第 1 項に規定する受益者(同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下 63(5) - 18 において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者等である法人が、信託財産に属する土地等の譲渡について措置法第 63 条第 3 項の規定の適用を受ける場合の証明書類の添付については、62 の 3(6) - 13 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> | <p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>63(1) - 20</p> <p><u>(注) 措置法令第 38 条の 5 第 1 項第 3 号イに規定する特定信託の受益権に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> |

五 第 64 条 ~ 第 66 条 ((共通事項)) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p><u>第 64 条 ~ 第 66 条 ((共通事項)) 関係</u></p> | <p><u>第 64 条 ~ 第 65 条の 14 ((共通事項)) 関係</u></p> |
| <p>(特別勘定の経理等)</p> <p>64 ~ 66(共) - 1</p> | <p>(特別勘定の経理等)</p> <p>64 ~ 65 の 14(共) - 1</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------|
| <p><u>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)</u></p> <p>64～66(共)-2 62の3(6)-13の取扱いは、<u>受益者等課税信託(法第12条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下64～66(共)-2において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者等である法人が、その信託財産に属する資産の譲渡につき措置法第3章第6節の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> | (新設) |

六 第65条の2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除)) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------------|
| <p><u>(信託財産に属する資産の譲渡への適用)</u></p> <p>65の2-11 <u>受益者等課税信託(法第12条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下65の2-11において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の信託財産に属する資産について措置法第65条の2第1項に規定する収用換地等による譲渡があった場合における同条の規定の適用に当たっては、次に掲げる事項は、それぞれ次によることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同条第3項第1号に掲げる「最初に当該申出のあった日」とは、当該受益者等課税信託の受託者が、同号の公共事業施行者から当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた日をいう。</u></p> <p>(2) <u>同項第2号に規定する「一の収用換地等に係る事業につき前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が二以上あった場合」に該当するかどうかは、</u></p> | (新設) |

当該受益者等課税信託の受益者等である法人が有するものとみなされる当該信託財産に属する資産の譲渡とそれ以外の資産の譲渡とを通じて判定する。

(3) 当該収用換地等による譲渡の時ににおける当該信託財産に属する資産の譲渡をした当該法人が、当該信託財産に属する資産につき最初に取り等申出を受けた時ににおける当該受益者等課税信託の受益者等以外の者である場合（同項第3号イ又はロに掲げる場合に該当するときを除く。）には、同号の規定に該当することとなる。

（買取り等の申出証明書の発行者）

65の2-12

（代行買収における証明書の発行者）

65の2-13

（仲裁判断等があった場合の証明書類）

65の2-14

（買取り等の申出証明書の発行者）

65の2-11

（代行買収における証明書の発行者）

65の2-12

（仲裁判断等があった場合の証明書類）

65の2-13

七 第66条の6～第66条の9（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（<u>軽課税基準以下であるかどうかの判定</u>）</p> <p><u>66の6-13</u></p> <p>.....<u>軽課税基準以下</u>.....</p> | <p>（<u>法人所得に係る軽課税基準以下であるかどうかの判定等</u>）</p> <p><u>66の6-13</u></p> <p>.....<u>法人所得に係る軽課税基準以下</u>.....</p> <p>措置法令第39条の16第1項第2号八に規定する外国関係信託が受ける剰余金の配当等の額につき課される税の負担が同号八に規定する信託所得に係る軽課税基準以下のものであるかどうかの判定についても、同様とする。</p> |

八 旧第 66 条の 9 の 2 ~ 第 66 条の 9 の 5 ((内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------|---|
| (廃 止) (廃 止) | <p style="text-align: center;"><u>第 66 条の 9 の 2 ~ 第 66 条の 9 の 5 ((内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例) 関係)</u></p> <p>(内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例)</p> <p><u>66 の 9 の 2 - 1 特定外国信託に係る措置法第 66 条の 9 の 2 から第 66 条の 9 の 5 までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る 66 の 6 - 1 から 66 の 6 - 24 までの取扱い(66 の 6 - 6、66 の 6 - 8、66 の 6 - 12、66 の 6 - 15 から 66 の 6 - 18 まで、66 の 6 - 19 及び 66 の 6 - 23 の取扱いを除く。)</u>に準じて取り扱う。</p> |

九 第 67 条の 12 ((組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第 67 条の 12(<u>組合事業等による損失がある場合の課税の特例</u>) 関係</p> <p>(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)</p> <p>67 の 12 - 4 <u>組合事業又は受益者等課税信託(法第 12 条第 1 項に規定する受益者(同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。)</u>がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)に係る信託財産に帰せられる損益が措置法令第 39 条の 31 第 7 項に規定する「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」に該当するかどうかは、<u>当該組合事業又は当該信託の形態、組合債務又は信託債務の弁済に関する契約、損失補てん等契約(信託にあっては、当該信託について損失</u></p> | <p>第 67 条の 12(<u>組合事業に係る損失がある場合の課税の特例</u>) 関係</p> <p>(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)</p> <p>67 の 12 - 4 <u>組合事業が措置法令第 39 条の 31 第 7 項に規定する「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」に該当するかどうかは、当該組合事業の形態、組合債務の弁済に関する契約、損失補てん等契約その他の契約の内容その他の状況から判断するのであることから、例えば、損失のうち少額の求償を受ける可能性があることや、相対的に発生蓋然性の低い事由により生ずる損失が補てんされないこと等の事実のみをもって、当該組合事業が「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」には該当しないこと</u></p> |

が生じた場合にこれを補てんすることを約し、又は一定額の収益が得られなかった場合にこれを補足することを約する契約その他これに類する契約）その他の契約の内容その他の状況から判断するのであることから、例えば、損失のうち少額の求償を受ける可能性があることや、相対的に発生
の蓋然性の低い事由により生ずる損失が補てんされないこと等の事実のみ
をもって、当該組合事業又は当該信託財産に帰せられる損益が「明らかに
欠損とならないと見込まれるとき」には該当しないこととなるものではない
ことに留意する。

となるものではないことに留意する。

十 経過的取扱い

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------|
| <p><u>(経過的取扱い...改正前の措置法等の適用がある場合)</u> 改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第92号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成19年省令第19号、第37号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p> | <p>(新 設)</p> |